

議案第十二号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「特定職員」を「特定管理職員」に改める。

第三十一条の見出し中「特定職員」を「特定管理職員」に改め、同条第一項中「特定職員」を「特定管理職員」に、「規定による昇給をさせる場合の」を「規定により昇給させる場合の昇給の」に改め、「当該特定職員」を「当該特定管理職員」に、「特定職員昇給号給数表」を「特定管理職員昇給号給数表」に改め、同項後段を削り、同条第二項から第五項までの規定中「特定職員」を「特定管理職員」に改め、同条第六項中「特定職員」を「特定管理職員」に改め、同項後段を削り、同条第八項中「特定職員」を「特定管理職員」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「前項」を「第六項」に、「特定職員」を「特定管理職員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 第一項又は前項の規定による号給数が零となる特定管理職員は、昇給しない。

第三十二条の見出し中「特定職員」を「特定管理職員」に改め、同条中「特定職員」を「特定管理職員」に、「規定による昇給を」を「規定により昇給」に改める。

第三十七条の三第一項第二号中「第六項」の下に、「第七項」を加え、同項第三号中「又は第六項」を「第六項又は第七項」に改める。

附則第三条の前の見出し中「平成二十一年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に改め、同条中「平成二十一年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「特定職員」を「特定管理職員」に、「規定による昇給」を「規定により昇

給させる場合」に、「をさせる場合」を「の昇給」に改め、「に相当する数」を削り、「数（）」を「数」に、「号給数）」を「号給数）」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員で、次条第二号又は第三号に掲げる一般職員に該当するもの
附則第三条に次の一号を加える。

三 次条第三号に掲げる一般職員（条例第六条第七項の規定の適用を受けるものを除く。）で教育委員会が昇給させることが相当でないと認めるもの

附則第四条第一号中「三号給」を「一号給」に改め、同条第二号中「（条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、二号給）」を削り、同条第三号中「（条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、一号給以下）」を削る。

別表第五一大学卒の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次のように加える。

| | |
|-------------|--------------------------|
| 三 専門職学位課程修了 | 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 |
|-------------|--------------------------|

別表第七修士課程修了の項の次に次のように加える。

| | | | | | |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 専門職学位課程修了 | 18年 | +2年 | +4年 | +6年 | +9年 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|

別表第八イ及び同表口中「修士課程修了」を「専門職学位課程修了」に改める。

別表第十中備考以外の部分を次のように改める。

別表第10 特定管理職員昇給号給数表 (第31条関係)

| 昇給区分 | A | B | C | D | E |
|--------|-----|---|---|---|---|
| 昇給の号給数 | 8以上 | 6 | 3 | 2 | 0 |
| | 2以上 | 1 | 0 | 0 | 0 |

別表第十三に次のように加える。

| | | |
|-----------------------|------------|--------|
| 三級地 (平成二十六年四月一日指定) | 石垣市立真喜良小学校 | 沖縄県石垣市 |
|-----------------------|------------|--------|

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月 日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年秋田県条例第七十五号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年秋田県条例第75号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

(1) 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴う改正

55歳を超える職員の昇給の号給数を次のとおりとすることとする。（附則第3条及び第4条並びに別表第10関係）

| 職員の区分 | 勤務成績の区分 | 改正前 | 改正後 |
|--------|--------------|-------|--------|
| 特定管理職員 | 極めて良好である | 4号給以上 | 2号給以上 |
| | 特に良好である | 3号給 | 1号給 |
| | 良好である | 2号給 | 昇給しない |
| | やや良好である | 1号給 | 昇給しない |
| | 良好でない | 昇給しない | (改正なし) |
| 一般職員 | 特に良好である | 3号給以上 | 1号給以上 |
| | 良好である | 2号給 | 昇給しない |
| | 良好であると認められない | 1号給以下 | 昇給しない |

※ 「特定管理職員」とは、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（市町村立の小学校及び中学校の統括事務長を除く。）をいい、「一般職員」とは、特定管理職員以外の職員をいう。

(2) 学歴免許等資格区分の追加

専門職大学院専門職学位課程修了者に係る初任給基準等について、修士課程修了者と同等に定めることとする。（別表第5、別表第7及び別表第8関係）

(3) へき地学校の追加

沖縄県石垣市立真喜良小学校をへき地学校に定めることとする。（別表第13関係）

(4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、平成26年4月1日から施行することとする。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第十七条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を第十三条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十四条第一項の規定による号給(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて教育委員会が定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては十八月)で除した数に四(新たに職員となった者が第三十一条第一項に規定する特定管理職員であるときは、三)を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。</p> <p>一 五 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(特定管理職員の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第三十一条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの(前条に規定する職員を除く。以下この条及び次条において「特定管理職員」という。)を条例第六条第五項の規定により昇給させる場合の昇給の号給数は、当該特定管理職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第十に定める特定管理職員昇給号給数表に定める号給数とする。</p> | <p>(経験年数を有する者の号給)</p> <p>第十七条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を第十三条第一項第一号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第十四条第一項の規定による号給(前条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を十二月(その者の経験年数のうち五年を超える経験年数(第三号又は第五号に掲げる者で必要経験年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて教育委員会が定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して教育委員会が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては十八月)で除した数に四(新たに職員となった者が第三十一条第一項に規定する特定職員であるときは、三)を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。</p> <p>一 五 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(特定職員 の昇給区分及び昇給の号給数)</p> <p>第三十一条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの(前条に規定する職員を除く。以下この条及び次条において「特定職員」という。)を条例第六条第五項の規定による昇給をさせる場合の号給数は、当該特定職員 の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下この条において「昇給区分」という。)に応じて別表第十に定める特定職員昇給号給数表に定める号給数とする。この場合において、昇給区分を</p> |

2 特定管理職員の昇給区分は、第二十九条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定管理職員が次の各号に掲げる特定管理職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第四号又は第五号に掲げる特定管理職員に該当するか否かの判断は、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

一 勤務成績が極めて良好である特定管理職員 A

二 勤務成績が特に良好である特定管理職員 B

三 勤務成績が良好である特定管理職員 C

四 勤務成績がやや良好でない特定管理職員 D

五 勤務成績が良好でない特定管理職員 E

3 次の各号に掲げる特定管理職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

一 教育委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた特定管理職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定管理職員（前項第五号に該当する特定管理職員及び次号に掲げる特定管理職員を除く。） D

二 教育委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定管理職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定管理職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会が人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前三項の規定により昇給区分を決定する特定管理職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定管理職員の数の割合

Eに決定された特定職員は、昇給しない。

2 特定職員 の昇給区分は、第二十九条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員 が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第四号又は第五号に掲げる特定職員 に該当するか否かの判断は、教育委員会の定めるところにより行うものとする。

一 勤務成績が極めて良好である特定職員 A

二 勤務成績が特に良好である特定職員 B

三 勤務成績が良好である特定職員 C

四 勤務成績がやや良好でない特定職員 D

五 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員 の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

一 教育委員会の定める事由以外の事由によつて昇給日前一年間（当該期間の中途において新たに職員となつた特定職員にあつては、新たに職員となつた日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員（前項第五号に該当する特定職員 及び次号に掲げる特定職員を除く。） D

二 教育委員会の定める事由以外の事由によつて基準期間の二分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員 について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ教育委員会が人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

5 前三項の規定により昇給区分を決定する特定職員 の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員 の数の割合

は、教育委員会が人事委員会と協議して定める割合におおむね合致していなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定管理職員又は同日後に第二十四条第三項、第二十六条の二第二項（第二十六条の四において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条の規定により号給を決定された特定管理職員の昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数に乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（教育委員会が定める特定管理職員にあっては、教育委員会の定める号給数）とする。

7 第一項又は前項の規定による号給数が零となる特定管理職員は、昇給しない。

8 第一項又は第六項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十六条に規定する異動をした特定管理職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定管理職員の昇給の号給数は、第一項及び第六項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

9 一の昇給日において第二項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定管理職員の昇給の号給数の合計は、特定管理職員の職員数、第五項の教育委員会が人事委員会と協議して定める割合等を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して定める号給数を超えてはならない。

（特定管理職員以外の職員の昇給の号給数）
第三十二条 特定管理職員以外の職員を条例第六条第五項の規定により昇給させる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

は、教育委員会が人事委員会と協議して定める割合におおむね合致していなければならない。

6 前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員 又は同日後に第二十四条第三項、第二十六条の二第二項（第二十六条の四において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条の規定により号給を決定された特定職員の 昇給の号給数は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を十二月で除した数に乗じて得た数（一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（教育委員会が定める特定職員 にあっては、教育委員会の定める号給数）とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる特定職員は、昇給しない。

7 第一項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第二十六条に規定する異動をした特定職員 にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員 の昇給の号給数は、第一項及び前項 の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 一の昇給日において第二項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定職員 の昇給の号給数の合計は、特定職員 の職員数、第五項の教育委員会が人事委員会と協議して定める割合等を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して定める号給数を超えてはならない。

（特定職員 以外の職員の昇給の号給数）
第三十二条 特定職員 以外の職員を条例第六条第五項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)
第三十七条の三 次の各号に掲げる職員について、当該各号に掲げる規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

一 略

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた条例第六条第三項、第四項、第六項、第七項若しくは第十一項又は育児休業条例第十九条の規定により読み替えられた任期付職員条例第七条第二項若しくは第三項

三 育児休業法第十八条の規定により採用された短時間勤務職員 育児休業条例第二十三条の規定により読み替えられた条例第六条第三項、第四項、第六項又は第七項

2 略

附則

（平成二十六年四月一日以後における一般職員の昇給の号給数等）

第三条 平成二十六年四月一日以後において、特定管理職員（第三十一条第一項に規定する特定管理職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）を条例第六条第五項の規定により昇給させる場合（第三十三条又は第三十四条に定めるところにより行うものを除く。）の昇給の号給数は、次条に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（以下「基準号給数」という。）（前年の昇給日後に新たに職員となつた一般職員又は同日後に第二十四条第三項、第二十六条の第二項（第二十六条の四において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条の規定により号給を決定された一般職員にあつては、基準号給数に、新たに職員となつた日又は号給を決定された日からこれらの日直後の昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の

(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算)
第三十七条の三 次の各号に掲げる職員について、当該各号に掲げる規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

一 略

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた条例第六条第三項、第四項、第六項、第七項若しくは第十一項又は育児休業条例第十九条の規定により読み替えられた任期付職員条例第七条第二項若しくは第三項

三 育児休業法第十八条の規定により採用された短時間勤務職員 育児休業条例第二十三条の規定により読み替えられた条例第六条第三項、第四項又は第六項

2 略

附則

（平成二十一年一月一日以後における一般職員の昇給の号給数等）

第三条 平成二十一年一月一日以後において、特定職員（第三十一条第一項に規定する特定職員をいう。）以外の職員（以下「一般職員」という。）を条例第六条第五項の規定による昇給させる場合（第三十三条又は第三十四条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次条に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（以下「基準号給数」という。）に相当する数（前年の昇給日後に新たに職員となつた一般職員又は同日後に第二十四条第三項、第二十六条の第二項（第二十六条の四において準用する場合を含む。）若しくは第三十六条の規定により号給を決定された一般職員にあつては、基準号給数に、新たに職員となつた日又は号給を決定された日からこれらの日直後の昇給日の前日までの期間の月数（一月未満の

端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除した数を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(教育委員会の定める一般職員にあつては、教育委員会の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

一 略

二 条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員で、次条第二号又は第三号に掲げる一般職員に該当するもの

三 次条第三号に掲げる一般職員(条例第六条第七項の規定の適用を受けるものを除く。)で教育委員会が昇給させることが相
当でないとするもの

第四条 一般職員の基準号給数は、第二十九条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

一 勤務成績が特に良好である一般職員 六号給以上(条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、一号給以上)

二 勤務成績が良好である一般職員 四号給

三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 三号給以下

第五条～第十条 略

端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除した数を乗じて得た数(一未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(教育委員会の定める一般職員にあつては、教育委員会の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

一 略

二 次条第三号に掲げる一般職員で教育委員会が昇給させることが
相当でないとするもの

第四条 一般職員の基準号給数は、第二十九条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

一 勤務成績が特に良好である一般職員 六号給以上(条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、三号給以上)

二 勤務成績が良好である一般職員 四号給(条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、二号給)

三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 三号給以下(条例第六条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、一号給以下)

第五条～第十条 略

別表第5 学歴免許等資格区分表（第9条関係）

| 学歴免許等の区分 | | 学 歴 免 許 等 の 資 格 |
|----------|-------------|--------------------------|
| 基準学歴区分 | 学 歴 区 分 | |
| 1 大学卒 | 略 | 略 |
| | 二 修士課程修了 | 学校教育法による大学院修士課程の修了 |
| | 三 専門職学位課程修了 | 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 |
| | 四 大学6卒 | 略 |
| | 五 大学専攻科卒 | 略 |
| | 六 大学4卒 | 略 |
| 略 | 略 | 略 |

備考 略

別表第7 修学年数調整表（第10条の2関係）

| 学 歴 区 分 | 修学年数 | 基 準 学 歴 区 分 | | | |
|-------------|------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| | | 大学卒 (16年) | 短大卒 (14年) | 高校卒 (12年) | 中学卒 (9年) |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 修 士 課 程 修 了 | 18年 | +2年 | +4年 | +6年 | +9年 |
| 専門職学位課程修了 | 18年 | +2年 | +4年 | +6年 | +9年 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |

備考 略

別表第8（第14条関係）

初任給基準表

イ 教育職給料表(一)初任給基準表

| | | | |
|---|---|-----------|-------|
| 職 | 種 | 学 歴 免 許 等 | 初 任 給 |
|---|---|-----------|-------|

別表第5 学歴免許等資格区分表（第9条関係）

| 学歴免許等の区分 | | 学 歴 免 許 等 の 資 格 |
|----------|----------|--------------------|
| 基準学歴区分 | 学 歴 区 分 | |
| 1 大学卒 | 略 | 略 |
| | 二 修士課程修了 | 学校教育法による大学院修士課程の修了 |
| | 三 大学6卒 | 略 |
| | 四 大学専攻科卒 | 略 |
| | 五 大学4卒 | 略 |
| | 略 | 略 |

備考 略

別表第7 修学年数調整表（第10条の2関係）

| 学 歴 区 分 | 修学年数 | 基 準 学 歴 区 分 | | | |
|-------------|------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| | | 大学卒 (16年) | 短大卒 (14年) | 高校卒 (12年) | 中学卒 (9年) |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 修 士 課 程 修 了 | 18年 | +2年 | +4年 | +6年 | +9年 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |

備考 略

別表第8（第14条関係）

初任給基準表

イ 教育職給料表(一)初任給基準表

| | | | |
|---|---|-----------|-------|
| 職 | 種 | 学 歴 免 許 等 | 初 任 給 |
|---|---|-----------|-------|

| | | | | | |
|-------------|--------|--------|-------------|-------------------|---|
| 教 養 栄 | 護 養 | 教 教 | 論 論 論 | 略 | 略 |
| | | | | 修 士 課 程 修 了 | 略 |
| | | | | 専 門 職 学 位 課 程 修 了 | 略 |
| 略 | | | | 略 | 略 |

備考 略
 □ 教育職給料表(二)初任給基準表

| | | | | | |
|-------------|--------|-----------|-------------|-------------------|---|
| 職 | 種 | 学 歴 免 許 等 | 初 任 給 | | |
| 教 養 栄 | 護 養 | 教 教 | 論 論 論 | 略 | 略 |
| | | | | 修 士 課 程 修 了 | 略 |
| | | | | 専 門 職 学 位 課 程 修 了 | 略 |
| 略 | | | | 略 | 略 |

備考 略
 ハ～ニ 略

別表第10 特定管理職員昇給号給数表 (第31条関係)

| 昇 給 区 分 | A | B | C | D | E |
|---------|-----|---|---|---|---|
| 昇給の号給数 | 8以上 | 6 | 3 | 2 | 0 |
| | 2以上 | 1 | 0 | 0 | 0 |

備考 略

別表第十三 (第五十九条関係)

| 級 地 区 分 (指定年月日) | 学 校 等 の 名 称 | 所 在 地 |
|--------------------|-------------|-------|
| 略 | 略 | 略 |

| | | | | | |
|-------------|--------|--------|-------------|-------------|---|
| 教 養 栄 | 護 養 | 教 教 | 論 論 論 | 略 | 略 |
| | | | | 修 士 課 程 修 了 | 略 |
| | | | | 略 | 略 |
| 略 | | | | 略 | 略 |

備考 略
 □ 教育職給料表(二)初任給基準表

| | | | | | |
|-------------|--------|-----------|-------------|-------------|---|
| 職 | 種 | 学 歴 免 許 等 | 初 任 給 | | |
| 教 養 栄 | 護 養 | 教 教 | 論 論 論 | 略 | 略 |
| | | | | 修 士 課 程 修 了 | 略 |
| | | | | 略 | 略 |
| 略 | | | | 略 | 略 |

備考 略
 ハ～ニ 略

別表第10 特定職員昇給号給数表 (第31条関係)

| 昇 給 区 分 | A | B | C | D |
|---------|-------|-----|-----|-----|
| 昇給の号給数 | 8号給以上 | 6号給 | 3号給 | 2号給 |
| | 4号給以上 | 3号給 | 2号給 | 1号給 |

備考 略

別表第十三 (第五十九条関係)

| 級 地 区 分 (指定年月日) | 学 校 等 の 名 称 | 所 在 地 |
|--------------------|-------------|-------|
| 略 | 略 | 略 |

三
（平成級
六年四月一
日指定）地

石垣市立真喜良小学校

沖縄県石垣市